

### 公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知等)

- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。
  - 人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行(H32.4まで)。下水道事業は、公共下水道・流域下水道について、期間内に移行することとし、集落排水・合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含める。
  - 人口3万人未満の団体についても、できる限り移行。  
※その他の事業については、団体の実情に応じて移行を推進。
- 移行経費に対する地方財政措置
  - ・公営企業債(充当率100%)
  - ・元利償還金に対して普通交付税措置(下水道事業及び簡易水道事業)

### 公営企業会計適用の取組状況(H27.3.1現在) →<資料3-2>

#### 人口3万人以上の市町村等


- 3万人以上の市町村等のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で61.0%、簡易水道事業で71.3%となっている。
- 「検討中」の団体は、下水道事業で25.6%、簡易水道事業で16.3%となっており、「検討に未着手」の団体は、下水道事業で13.0%、簡易水道事業で12.2%となっている。
  - \* 下水道事業は、公共下水道事業(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を含む)及び流域下水道事業に限る

#### 人口3万人未満も含む市町村等

- 3万人未満の団体も含む全市町村等のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で36.2%、簡易水道事業で47.0%となっている。
- 「検討中」の団体は、下水道事業で25.0%、簡易水道事業で15.9%となっており、「検討に未着手」の団体は、下水道事業で38.2%、簡易水道事業で35.6%となっている。

# 公営企業会計の適用推進について

## 移行作業への早期着手について

- 公営企業会計への移行には、資産調査業務・財務会計等システムの開発業務等一定の作業量があり、標準的に3年から4年程度を要する。
- 
- ◎ 集中取組期間中に公営企業会計への移行作業を完了するためには、遅くとも平成28年度中に移行作業に取り組みはじめることが望ましい。
  - ◎ 移行作業に着手していない団体におかれては、平成28年度予算に必要な経費を計上することが望まれる。

## 今後の調査予定について

- 平成27年10月1日現在の取組状況について、近日中に調査予定。
  - ※ 併せて、予算要求等の状況についても調査(来年度当初には、予算化の状況についても調査予定)。
- 集計結果については、都道府県別のほか、市町村等別の公表を行う予定。

## 公営企業会計適用の推進について

- 各都道府県毎の法適化推進体制について →詳細は次頁
    - 総務省に各都道府県担当を設置するとともに、各都道府県においても法適化推進のための担当者を設置
  - 専門家派遣等について
    - 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主催する市区町村を対象とした研修会等に専門家を派遣 等
- その他の推進方策についても順次情報提供を行う予定

# 各都道府県毎の法適化推進体制について

平成31年度までの集中取組期間において、各市町村における法適化の取組を推進・フォローアップしていくため、**総務省に各都道府県担当を設置**するとともに、**各都道府県においても法適化推進のための担当者**を設置。各担当間で取組が進んでいない団体の課題について情報共有を図り、**推進方策の横展開**を図るなど、各市町村における取組を強力に後押し。

## 総務省における都道府県担当者

### 担当者

- 法適化の推進業務については、**各都道府県別の一元的な窓口担当**を総務省公営企業課に設置。
- 各都道府県別の総務省担当は、近日中に送付。

### 役割

- 担当団体の法適化の**進捗状況の把握・取組が進んでいない団体へのフォローアップ**。
- 取組が進んでいない団体について**課題を把握**するとともに、**支援方策を検討し、個別に助言等を実施**。必要に応じて、優良事例の送付、アドバイザー派遣、各都道府県主催の講習会への講師派遣等の**各種支援策を実施**。

全国に共通する課題等については、**推進方策等を全国展開**

相互に連携し、支援方策を検討

## 各都道府県における法適化推進担当者

### 担当者

- 管内市町村における法適化の取組を推進するための担当者を**各都道府県毎に設置**いただくことを総務省から依頼（市町村担当課職員を想定）。
- 担当者については、依頼文とともに近日中に照会予定。

### 役割

- 管内市町村における法適化の**進捗状況の把握・取組が進んでいない団体へのフォローアップ**。
- 取組が進んでいない市町村について**課題を把握**するとともに、**支援方策を検討し、個別に助言等を実施**。総務省担当者から情報提供される**法適化の推進方策について、管内市町村に情報提供**するとともに、必要に応じて、**各種支援策を実施**。

管内市町村に共通する課題等については、**推進方策等を管内市町村間で横展開**

## 今後の具体的取組・スケジュール

- 各都道府県の法適化推進担当者の登録照会【10月中予定】  
→ 各都道府県間の情報交換等を図るため、**担当者名簿については、全都道府県にフィードバック**することを予定
- **更新した法適化質疑応答集**を総務省担当者から情報提供【11月中予定】  
→ 以降、**随時更新予定**